

令和 年 月 日

指定訪問看護サービス 重要事項説明書
(医療保険)

当事業所は契約者に対して指定訪問看護の内容を説明します。

適切なサービスが利用できるようサービス内容、契約上注意

していただきたいことを次のとおり説明します。

法人名	公益社団法人 香川県看護協会
事業所名	公益社団法人 香川県看護協会 まるがめ訪問看護ステーション
事業所住所	香川県丸亀市西本町1丁目7番29号 矢野ビル1階東
電話番号	0877-85-9985
責任者	所長 小野 雪絵

訪問看護重要事項説明書

1 指定訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	公益社団法人 香川県看護協会
代表者名	富山 清江
所在地・連絡先	(住所) 香川県高松市国分寺町国分 152-4 (電話) 087 (864) 9070 (FAX) 087 (864) 9071

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	公益社団法人香川県看護協会まるとめ訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 香川県丸亀市西本町1丁目 7-29 (電話) 0877 (85) 9985 (FAX) 0877 (85) 9986
事業所番号	第 0290068
管理者の氏名	小野 雪絵

(事業の目的)

公益社団法人香川県看護協会が開設する公益社団法人香川県看護協会まるとめ訪問看護ステーションが行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師等が、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者及び在宅療養者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その在宅療養が継続できるように支援する。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分		職務の内容
		常勤 (人) (短時間正職員含 む)	非常勤 (人)	
管 理 者	1			
訪 問 看 護 師 等	保健師			
	看護師	5	4	うち常勤1名 管理者と兼務
	准看護師			
	理学療法士			
	作業療法士	1		1
事務員等				

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町、坂出市、宇多津町
---------	----------------------------

(4) 営業日

営業日	月～土曜日
営業時間	8：30～17：00
営業しない日	日曜日・祝日・12月29日～1月3日

(ただし、緊急時はこの限りではありません。)

3 訪問看護提供方法および内容

訪問看護計画の作成：訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。

看護師が、利用者の直面している課題等を評価し、主治医の指示、居宅（介護予防）サービス計画書、利用者の希望を踏まえて、訪問計画を作成します。また、サービス提供の目標達成状況等を評価し、その結果を書面に記載して利用者へ説明の上交付します。

具体的な内容：

- (1) 日常生活の看護（健康状態の観察、疾病予防、栄養、排泄、清潔ケア、療養環境の整備等）
- (2) 医療的処置・管理
- (3) 日常生活リハビリテーション（訪問看護の一環で理学療法士等によるリハビリも受けられます）
- (4) 介護者の支援
- (5) ターミナルケア
- (6) 認知症、精神看護
- (7) 各種在宅サービスの相談

ご利用日	時間	時間	担当者
月曜日	～	～	
火曜日	～	～	
水曜日	～	～	
木曜日	～	～	
金曜日	～	～	
土曜日	～	～	
日曜日	～	～	

4 費用

医療保険給付対象サービス

医療保険の適用がある場合は、料金表の利用料金の、各保険に応じた割合が、利用者負担額となります。利用者負担額については、別紙1「訪問看護の利用料」に記載します。

その他の費用

別紙1「その他の実費利用料」に記載します。

なお、サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

利用料等のお支払い方法

毎月10日頃までに、前月分の利用料の請求書を作成しお渡しさせていただきます。

基本的に口座振替でのご請求となります。翌月25日に引き落とし予定ですが非営業日の場合は翌営業日となります。ただし手続きに2カ月ほどかかるため、その間は現金集金または手続き完了後の合算集金となります。領収書は引落とし確認後、翌々月10日までに発行させていただきます。

*いずれの場合も領収書の再発行はご遠慮願います

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 お客様相談窓口	窓口責任者	小野 雪絵
	ご利用時間	8：30～17：00（営業日のみ）
	ご利用方法	電話（0877-85-9985）
		面接（当事業所）

★公的機関においても、苦情申し出ができます。

香川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	電話番号	087-822-7453
-------------------------	------	--------------

6 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、事前の打ち合わせに基づき、利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

7 事故発生時の対応及び損害賠償

ステーションは、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、リスクマネジメントマニュアルに基づき、速やかに利用者の家族等、必要に応じて県及び市町村に報告を行うとともに必要な措置を講じます。

ステーションは、サービス提供にあたって故意又は過失により、利用者に与えた損害に対し、責任を負い、その損害賠償内容については、双方協議の上これを定めます。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずる、または損害内容については双方協議の上でこれを定めます。

8 虐待防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	所長 小野 雪絵
-------------	----------

(2) 虐待の発生を防止するため委員会の開催、指針の整備を行っています。

(3) 従業者に対する、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) サービス提供中に、従業者又は養護者（家族等、利用者を擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 感染予防・衛生管理について

(1) 従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。

(2) サービスに使用する備品・器具等の清潔に努め、定期的に消毒を実施する等、常に衛生管理に留意します。

(3) 新型コロナウイルス等各種感染症蔓延時、従業者による二次感染予防のため、あらかじめ防護衣を着用して訪問することがあります。

10 カスタマーハラスメントへの対応について

(1) ステーションの職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為が発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者およびその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者および従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に業務所知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、またその処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ただし、紙による記録物は香川県の指定に基づき5年経過したのちに廃棄させていただきます。② 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で手製等を行うものとします。(開示に際して、複写量などが必要な場合は利用者の負担となります。)

12 非常災害時について

- (1) ステーションは、感染症及び非常災害時に備え、事業継続計画を作成し対応していきます。

【実習のお願い】

当事業所は看護教育の一貫として、在宅看護実習を支援しています。社会のニーズに適應できる能力を備えた看護スタッフを育成するために努力しております。利用者の皆様には、看護学生や研修生の実習をお願いすることがありますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

訪問看護利用料金のご案内

◆基本利用料金 *医療証に記載されている割合で（1割～3割）ご負担頂きます。

□訪問看護基本療養費Ⅰ（保健師、助産師、看護師） （1日1回につき）	週3日まで	5,550円（准看5,050円）
	週4日目以降	6,550円（准看6,050円） （理学療法士等5,550円）
□訪問看護基本療養費Ⅱ（保健師、助産師、看護師） （1日1回につき）	・同一日2人の場合	
	週3日まで	5,550円（准看5,050円）
	週4日目以降	6,550円（准看6,050円） （理学療法士等5,550円）
	・同一日3人以上の場合	
	週3日まで	2,780円（准看2,530円）
	週4日目以降	3,280円（准看3,030円） （理学療法士等2,780円）
□訪問看護基本療養費Ⅲ（在宅療養に備えて一時的な外泊中）	1回	8,500円 （特別管理加算や厚生労働大臣が定める疾病等の場合は2回まで可）
□悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	12,850円（月1回）専門の研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーションの看護師等と協働して指定訪問看護を行った場合	
□訪問看護管理療養費 （1日につき）	□月の初日	7,670円
	□月の2日目以降	3,000円

*精神科訪問看護の場合

□精神科訪問看護基本療養費Ⅰ （保健師、看護師、作業療法士）	週3日まで		
	・30分以上	5,550円（准看5,050円）	
	・30分未満	4,250円（准看3,870円）	
	週4日目以降		
	・30分以上	6,550円（准看6,050円）	
	・30分未満	5,100円（准看4,720円）	
□精神科基本療養費Ⅲ （同一建物居住者同一日3人以上の訪問） *2人目までは精神訪問看護基本療養費Ⅰと同じ	週3日まで	週4日目以降	
	・30分以上	2,780円	・30分以上 3,280円
	・30分未満	2,130円	・30分未満 2,550円
	□精神科基本療養費Ⅳ（在宅療養に備えて一時的な外泊中）	1回	8,500円 （特別管理加算や厚生労働大臣が定める疾病等の場合は2回）

◆各種加算料金 ※対象となる方には、下記の料金の1割～3割（各保険に応じた割合）が加算されます。

加算の種類	内容	料金
□24時間対応体制加算 同意：有 無	利用者の希望により、同意を得て電話等により常時対応し、必要時訪問を行う場合	6,520円 （月1回）
□緊急時訪問加算	定期的に行う訪問看護以外で主治医の指示により緊急訪問を行った場合（月14日目まで） （月15日目以降）	2,650円/日 2,000円/日
□特別管理加算	特別な管理が必要な場合（人工肛門・人工膀胱を設置している方、真皮を超える褥瘡のある方、在宅酸素療法、点滴等をしている方）	2,500円 （月1回）
□特別管理加算（重症度高）	特別な管理が必要な場合（気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している方等）	5,000円 （月1回）
□情報提供療養費	利用者の居住地の市町村・学校・保育所等・医療機関等の医師等の求めに応じて、利用者の同意を得て情報を提供した場合	1,500円 （月1回）
□退院時共同指導加算	入院、入所中に利用者、家族に対して主治医等と連携して退院時共同指導を行い、内容を文書で提供した場合 特別管理加算の対象となる方は+2000円	8,000円
□特別管理指導加算		2,000円
□退院支援指導加算	退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合（厚生労働大臣が定める疾病等及び状態等の者） *退院時に長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	6,000円
□退院支援指導加算*（長時間）		8,400円

<input type="checkbox"/> 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	急変や治療方針変更のため、関係する医療関係職種等が、利用者宅でカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合	2,000円
<input type="checkbox"/> 在宅患者連携指導加算	医療関係職種間（訪問診療、歯科訪問診療、訪問薬剤管理指導をしている医療機関）で月2回以上文書等により情報共有をし、療養上必要な指導を行った場合	3,000円
<input type="checkbox"/> 訪問看護ターミナルケア療養費1	居宅において（特別養護老人ホーム含む）死亡日および死亡日前14日以内の計15日間に2回以上訪問しかつ、利用者及びその家族に説明しターミナルケアを行った場合	25,000円 （死亡月1回）
<input type="checkbox"/> 遠隔死亡診断補助加算	主治医の指示に基づき、情報通信器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合（特別地域居住者）	1,500円
<input type="checkbox"/> 乳幼児（幼児）加算	乳幼児加算は3歳未満、幼児加算は3歳以上6歳未満の方に訪問看護を行った場合	500円 （1日1回）
<input type="checkbox"/> 長時間（精神科）訪問看護加算	長時間訪問看護加算が算定できる利用者に対して、1回の訪問時間が90分を超えた場合 （15歳未満の超重症児又は準超重症児、別表第八の疾病等の方は週3回可能）	5,200円 （週1回）
<input type="checkbox"/> 夜間・早朝訪問看護加算	午後6時から午後10時、午前6時から午前8時に訪問した場合	2,100円
<input type="checkbox"/> 深夜訪問看護加算	午後10時から午前6時までに訪問した場合	4,200円
<input type="checkbox"/> 専門管理加算	専門の研修を受けた看護師が、計画的な管理を行った場合	2,500円 （月1回）
<input type="checkbox"/> 訪問看護医療DX情報活用加算	初回訪問時等に利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供した場合	50円
<input type="checkbox"/> 難病等（精神科）複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病・状態等、特別訪問看護指示書が交付された場合、精神科在宅患者支援管理料を算定している利用者 <input type="checkbox"/> 1日2回まで 同一建物内1人または2人	4,500円 同一建物内3人以上4,000円
	<input type="checkbox"/> 1日3回以上 同一建物内1人または2人	8,000円 同一建物内3人以上7,200円
<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算 （看護師等と同行） 同意：有 無	厚生労働大臣が定める疾病・状態等、特別訪問看護指示書が交付された場合 利用者、家族の同意を得て一人の看護師等では訪問看護が困難な場合で、厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算・特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている方 <input type="checkbox"/> 准看護師と同行3,800円（週1回）同一建物内3人以上3,400円	4,500円 （週1回） 同一建物内3人以上4,000円
	<input type="checkbox"/> その他の職員（看護師等又は看護補助者）と同行3,000円（週3日まで、下記を除く）同一建物内3人以上2,700円 <input type="checkbox"/> その他の職員と同行；*厚生労働大臣が定める疾病等に限る 1日1回3,000円 2回6,000円 3回以上10,000円 （同一建物内3人以上1日1回2,700円 2回5,400円 3回以上9,000円）	
<input type="checkbox"/> 複数名精神科訪問看護加算	利用者、家族の同意を得て一人の看護師等では訪問看護が困難な利用者で、厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算・特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている方、精神科重症患者早期集中支援管理料を算定している場合	4,500円 （週1回） 同一建物内3人以上4,000円
	<input type="checkbox"/> 看護師、作業療法士と同行 4,500円（1日1回）2回9,000円3回以上14,500円 同一建物内3人以上 4,000円（1日1回）2回8,100円3回以上13,000円 ※准看護師と同行 3,800円（1日1回）2回7,600円 3回以上12,400円 看護補助者または精神保健福祉士と同行 3,000円 同一建物内3人以上2,700円	
<input type="checkbox"/> 精神科重症患者支援管理連携加算	（精神科在宅支援管理料2のイ算定者）	8,400円
	（精神科在宅支援管理料2のロ算定者）	5,800円

◆その他の実費利用料

<input type="checkbox"/> 日・祝祭日の訪問	1回 1,500円（保険外別途追加）
<input type="checkbox"/> 定められた回数を超える場合（1日4回目以降）	30分毎 2,500円（保険外別途追加）
<input type="checkbox"/> エンゼルケア（死後の処置）	10,000円（保険外別途追加）
<input type="checkbox"/> 通常の実施地域をこえた島嶼部の訪問に係る交通費	実費

◆自己負担額の目安

1割負担の方の場合：基本療養費＋管理療養費（1回目 1299円＋2回目以降 855円）×（ 回）
＋加算（ 円）＋（ 円）＋（ 円）＝ 円

*実際のお支払いはご利用状況により変動します。

※各種健康保険法で定められた金額、訪問回数、負担割合等により自己負担金額が異なります。

※福祉医療受給者証、指定難病受給者証をお持ちの方は、助成の対象になります。

高額療養費制度とは

- ・医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。訪問看護療養費も含まれます。
- ・負担の上限額は年齢や所得によって異なります。
- ・70歳未満の方については全員、70歳以上の方については住民税非課税の方に加えⅠ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け提示をお願いします。

<70歳未満の場合>

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方) (報酬月額81万円以上の方)	252,600円＋(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ (標準報酬月額53～79万円の方) (報酬月額51万5千円以上～81万円未満の方)	167,400円＋(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ (標準報酬月額28～50万円の方) (報酬月額27万円以上～51万5千円未満の方)	80,100円＋(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方) (報酬月額27万円未満の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ (低所得者) (被保険者が市町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

注)・「区分ア」または「区分イ」に該当する場合。市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

- ・69歳以下の場合に、自らの自己負担額を合算するためには、レセプト1枚あたりの1か月の自己負担額が2万1千円以上であることが必要です。

<70歳以上の方の場合>令和4年10月から

被保険者の所得区分	自己負担限度額			
	国保等加入者		後期高齢者医療保険加入者	
	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯ごと)
現役並み所得(Ⅲ) 課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数該当:140,100円]			
現役並み所得(Ⅱ) 課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数該当:93,000円]			
現役並み所得(Ⅰ) 課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当:44,400円]			
一般所得者(Ⅱ)※1	—		①18,000円または ②6,000円+(総医療費-30,000円)×10%の いずれか低い方 [年間上限:144,000円]	57,600円 [多数該当:44,400円]
一般所得者(Ⅰ)	18,000円 [年間上限:144,000円]	57,600円 [多数該当:44,400円]	18,000円 [年間上限:144,000円]	57,600円 [多数該当:44,400円]
低所得者(Ⅱ)※2 (住民税非課税世帯)	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者(Ⅰ)※3 (住民税非課税世帯)	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

※1 ②は2割負担施行後3年間(令和7年9月30日まで)の配慮措置

※2 被保険者が市町村民税の非課税者等である場合

※3 被保険者とその扶養家族すべての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合
注) 現役並み所得者に該当する場合は、市町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

高額療養費制度に関する申請は、現在加入されている公的医療保険(健康保険組合、協会けんぽの都道府県支部、市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度、共済組合)に、高額療養費の支給申請書を提出または郵送することで支給が受けられます。支給までにはレセプトの確定後、約3か月程度かかります。なお、どの医療保険に加入しているかは、保険証の表面にてご確認ください。